

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成24年6月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第6 （第15条関係）		別表第6 （第15条関係）	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
県税部 課税課長	(1)～(10) (略) (11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法附則第11条の4第1項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。 (11)の2～(31) (略)	県税部 課税課長	(1)～(10) (略) (11) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法附則第11条の4第1項若しくは第3項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。 (11)の2～(31) (略)
(略)		(略)	
新潟地域振興局県税部 直税第2課長	(1)～(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法附則第11条の4第1項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。	新潟地域振興局県税部 直税第2課長	(1)～(5) (略) (6) 地方税法第73条の24第1項若しくは第2項、同法附則第11条の4第1項若しくは第3項又は同法第73条の27の2第1項の規定により、不動産取得税の減額をすること。
(略)		(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(19)の31 (略) (20) 水質汚濁防止法第5条の規定による特定施設等の設置の届出を受理すること。 (21) 水質汚濁防止法第6条第1項の規定による一の施設が特定施設等となつた際の届出を受理すること。 (22) 水質汚濁防止法第7条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出を受理すること。 (23) 水質汚濁防止法第9条第2項の規定により、特定施設等の設置等の実施の制限期間を短縮すること。	健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(19)の31 (略) (20) 水質汚濁防止法第5条の規定による特定施設の設置の届出を受理すること。 (21) 水質汚濁防止法第6条第1項の規定による一の施設が特定施設となつた際の届出を受理すること。 (22) 水質汚濁防止法第7条の規定による特定施設の構造等の変更の届出を受理すること。 (23) 水質汚濁防止法第9条第2項の規定により、特定施設の設置等の実施の制限期間を短縮すること。

	<p>(24) (略)</p> <p>(25) 水質汚濁防止法第22条第1項の規定により、<u>特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者</u>に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。</p> <p>(26)～(72) (略)</p>		<p>(24) (略)</p> <p>(25) 水質汚濁防止法第22条第1項の規定により、<u>排水水を排出する者又は同法第12条の3に規定する者</u>に対し報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。</p> <p>(26)～(72) (略)</p>
健康福祉環境部 環境センター環境課長	<p>(1)～(10)の6 (略)</p> <p>(11) 水質汚濁防止法第10条の規定による特定施設等の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(12) 水質汚濁防止法第11条第3項の規定による特定施設等の設置者の地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(13)～(20) (略)</p>	健康福祉環境部 環境センター環境課長	<p>(1)～(10)の6 (略)</p> <p>(11) 水質汚濁防止法第10条の規定による特定施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。</p> <p>(12) 水質汚濁防止法第11条第3項の規定による特定施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(13)～(20) (略)</p>
(略)		(略)	
(4) (略)		(4) (略)	